

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項中「市民総活躍推進課 市民総活躍推進係 公民館係」を「市民総活躍推進課 市民総活躍推進係 地域連携推進係」に改め、同条総務部の項中

「総務課 文書行政係 総務係

ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進係 を
入札審査室 審査係 」

「総務課 文書行政係 総務係

入札審査室 審査係 に改め、
ファシリティマネジメント課 ファシリティマネジメント係」

同条くらし文化部の項中「保険医療課 いきいき健康係 保険料賦課係 保険料徴収係 福祉医療係」を「保険医療課 いきいき健康係 保険料係 福祉医療係」に改め、同条健康福祉部の項中「福祉政策課 地域支え合い推進係 高齢者支援係」を「福祉政策課 企画政策係 地域支え合い推進係」に、「介護福祉課 給付係 認定審査係」を「介護福祉課 給付係 認定審査係 高齢者支援係」に、

「児童福祉課 児童福祉係 保育係 子育て支援係
幼保連携推進室 幼保連携推進係 を

「こども未来課 保育係 幼保再編推進係
こども支援課 児童福祉係 子育て支援係」に改め、

同条建設部の項中「都市整備課 用地補償係 工務係 都市計画係」を「都市整備課 管理係 工務係 都市計画係」に改める。

第4条人事厚生係の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求における審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に関すること。

第5条街づくり推進係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 移住定住に関すること。

第6条を次のように改める。

（市民総活躍推進課の事務）

第6条 市民総活躍推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

市民総活躍推進係

- (1) 市民協働の推進に関すること。
- (2) 市民相談に関すること。
- (3) 行政相談委員に関すること。
- (4) 区長連合会に関すること。
- (5) 市民活動交流プラザに関すること。
- (6) 地縁団体の認可等に関すること。
- (7) 消費者行政の調査及び企画に関すること。
- (8) 女性の職業生活における活躍及び男女共同参画社会の促進に関すること。
- (9) 女性の権利に係る相談に関すること。
- (10) 女性関係団体の指導及び育成に関すること。
- (11) 生涯学習の総合企画及び推進に関すること。
- (12) 公民館の整備計画及び総括管理に関すること。
- (13) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (14) 生涯学習に係る各行政部門の総合調整に関すること。
- (15) 生涯学習の啓発に関すること。
- (16) 生涯学習推進本部に関すること。
- (17) 生涯学習団体の育成及び支援に関すること。

(18) 課の庶務に関すること。

地域連携推進係

- (1) タウンミーティングに関すること。
- (2) 市民の陳情及び各種要望に係る各行政部門の連絡調整に関すること。
- (3) 市民活動に関すること。
- (4) 学校と地域との連携の強化及び推進に関すること。
- (5) 地域ポイントに関すること。

第7条文書行政係の項中「行政不服審査」の次に「(第4条第13号に規定する事務を除く。)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

(ファシリティマネジメント課の事務)

第7条の2 ファシリティマネジメント課の事務分掌は、次のとおりとする。

ファシリティマネジメント係

- (1) 公共施設マネジメントに関すること。
- (2) 公有財産の総合企画に関すること。
- (3) 公有財産の有効活用に関すること。
- (4) 公有財産台帳の管理に関すること。

第14条中「保険料賦課係」を「保険料係」に改め、同条保険料賦課係の項中第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の分納、延納、徴収猶予等に関すること。
- (6) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。

第14条保険料徴収係の項を削る。

第17条を次のように改める。

(福祉政策課の事務)

第17条 福祉政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

企画政策係

- (1) 福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。

- (2) 地域福祉計画に関すること。
- (3) 重層的支援体制整備事業に関すること。
- (4) 総合福祉会議に関すること。
- (5) 福祉全般（高齢・障害・児童等）に係る調査研究及び企画に関すること。
- (6) 部及び課の庶務に関すること。

地域支え合い推進係

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉に係る調査研究及び企画に関すること。
- (3) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (4) 認知症施策に関すること。
- (5) 自立支援型ケア会議（総合事業を除く。）に関すること。
- (6) 地域支援事業交付金等の手続に関すること。
- (7) 一般介護予防事業に関すること。
- (8) 地域ケア会議に関すること。
- (9) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整並びに各専門職との連携に関すること。
- (10) 地域包括支援センターの統括及び総合調整に関すること。
- (11) まちかど相談室、地域包括ケア広場及び健康ステーションに関すること。
- (12) 在宅医療と介護の連携に関すること。

第18条給付係の項中第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険被保険者資格の取得、喪失等に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証等の交付に関すること。
- (4) 介護保険料（第1号被保険者に係るものに限る。以下同じ。）の賦課及び徴収に関すること。
- (5) 介護保険料の減免、徴収猶予、滞納処分等に関すること。

第18条給付係の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 介護予防・生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く。）に関する
こと。

(10) 事業対象者被保険者証の交付に関すること。

第18条に次の1項を加える。

高齢者支援係

- (1) 高齢者の生きがいつくりに関すること。
- (2) 高齢者福祉に係る相談及び支援に関すること。
- (3) 社会福祉法人の指導監査及び許可等に関すること。
- (4) 高齢者福祉サービスに関すること。
- (5) 高齢者虐待に関すること。
- (6) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (7) 老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置に関すること。
- (8) 老人ホーム入所判定委員会に関すること。
- (9) 養護老人ホームふるさと園及び特別養護老人ホームふるさと園に関する
こと。
- (10) 多世代交流広場に関すること。
- (11) 社会福祉事業団に関すること。

第19条を次のように改める。

(こども未来課の事務)

第19条 こども未来課の事務分掌は、次のとおりとする。

保育係

- (1) 児童福祉法に基づく保育の実施に関すること。
- (2) 保育業務の管理に関すること。
- (3) 保育料の徴収に関すること。
- (4) 保育所の運営に係る指導及び保育士の研修に関すること。
- (5) 保育所の施設の保全に関すること。
- (6) 保育所の献立計画、調理・栄養指導その他給食に関すること。
- (7) 各保育所の総合調整に関すること。
- (8) 認定こども園の管理及び運営に関すること。

幼保再編推進係

- (1) 保育所の施設計画及び施設・設備の整備等に関する事。
- (2) 認定こども園の設置に関する事。
- (3) 認定こども園の施設・設備の整備等に関する事。
- (4) 小規模保育事業所及び認可保育所の設置に関する事。

第19条の次に次の1条を加える。

(こども支援課の事務)

第19条の2 こども支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

児童福祉係

- (1) 児童の福祉に関する事。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく助産施設、母子生活支援施設等への入所等に関する事。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- (4) 母子、父子及び寡婦の福祉に関する事。
- (5) 学童保育に関する事。
- (6) 児童虐待防止に関する事。
- (7) 家庭児童相談室に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

子育て支援係

- (1) 子ども・子育て会議に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援制度に係る調整に関する事。
- (4) 子育て支援事業に関する事。
- (5) 子育て世代すこやか支援センターに関する事。
- (6) 療育教室杉の子学級に関する事。

第29条第1項中「用地補償係」を「管理係」に改め、同条用地補償係の項に次の1号を加え、同条工務係の項中第6号を削り、同条第2項中第10号を削る。

- (5) 所有者不明土地(他課に属するものは除く。)に関する事。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。